

# 生活道路とは？

主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などがない比較的狭い道路のことです。



 **ドライバーの皆様へ** 

最高速度は、交通の安全と円滑を図るためにあり、これを守ることは、ドライバー、同乗者、歩行者、自転車の方々を守ることにつながります。決められた速度の範囲内であっても、道路状況や天候等に応じて、安全な速度で運転するよう心掛けてください。

⚡ こんな道は特に気を付けよう! ⚡

民家・商店が多い

通学路である

天候等で視界が悪い

カーブが多い

## ■警察庁HP

▼生活道路における法定速度の引下げについて

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/seikatsudouro/seikatsudoro.html>



問い合わせ先

## ■全国都道府県警察HP

▼各都道府県警察本部リンクはこちらです

<https://www.npa.go.jp/link/prefectural.html>



令和8年9月1日  
(2026年)  
改正道路交通法施行令施行

生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます!!

60 km/h

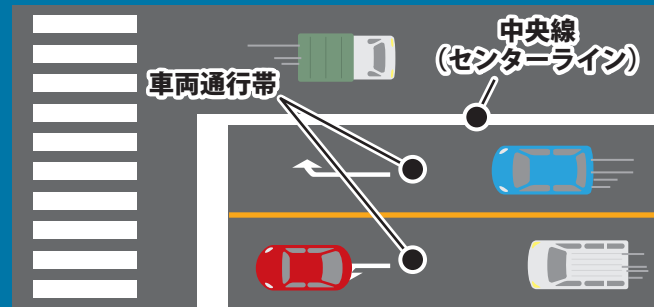
30 km/h



# ▼ 以下の道路における自動車の法定速度は ▼ 引き続き60km/hです

1

道路標識又は  
道路標示による  
中央線又は  
車両通行帯が  
設けられている  
一般道路

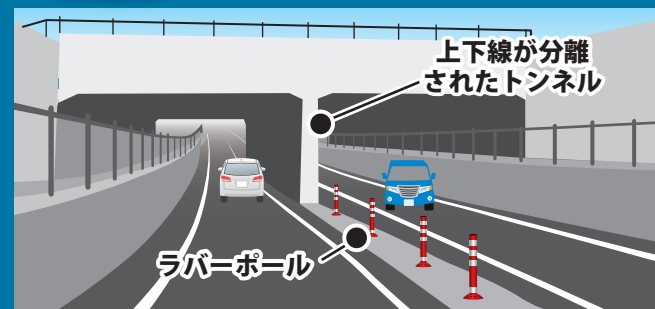


3

高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する  
加速車線及び減速車線以外のもの（例として、料金所や一般  
道路と高速道路をつなぐ、いわゆる「ランプ」が該当します）

2

道路の構造上又は  
柵その他の工作物に  
より自動車の通行が  
往復の方向別に  
分離されている  
一般道路



4

自動車専用道路



従前どおり、道路標識等による  
指定がある場合は、その速度に  
従ってください

道路標識又は道路標示により最高速度が指定  
されている道路では、その速度が最高速度とな  
ります。

例えば、道路標識により最高速度が 40km/h と  
指定されている中央線がない道路では、最高速  
度は 30km/h ではなく 40km/h となります。



▲中央線がない道路で40km/hの速度標識が  
あった場合は、最高速度は40km/hとなる。



▲中央分離帯や中央線があっても速度標識が  
50km/hの場合、最高速度は50km/hとなる。